

亀山市告示第35号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により、北勢沿岸流域関連亀山市公共下水道事業の事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり告示し、当該事業計画の案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該事業計画の変更に関し、縦覧期間の満了の日までに亀山市長に意見を申し出ることができる。

令和4年2月14日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更に係る予定処理区域

縦覧に供する事業計画の図書において表示する区域

2 工事完成予定年月日

令和9年3月31日

3 縦覧場所

亀山市上下水道部下水道課

4 縦覧期間

令和4年2月14日から同月28日まで